

神戸市小規模保育事業 新神戸アイテラス保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始に当たり、当事業所があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業所等の概要

- ・事業所の種別 小規模保育事業所
- ・運営法人の名称 株式会社かいせいチャイルドケア
- ・事業所の名称 神戸市小規模保育事業 新神戸アイテラス保育園
- ・事業所の所在地 神戸市中央区生田町 1 丁目 2 番 3 4 号
- ・事業所の電話番号、FAX 番号 TEL:078-200-5550 FAX:078-200-5550
- ・事業所の責任者 施設長 黒田 晴奈
- ・認可日 2015 年 4 月 1 日
- ・確認日 2015 年 4 月 1 日

2 保育等の内容、事業所の詳細

- ・事業所の開所時間 午前 7 時 3 0 分～午後 7 時 3 0 分
- ・事業所の利用定員 1 2 人
- ・運営の方針

「一人でも多くの子どもが、人間が生まれながらに持っている素晴らしい力を育むことに喜びを感じ、子どもの最善の利益を最優先としながら、笑顔と元気が溢れる園を創造します。」

そのために

- ・明るくやさしく素直で元気な子
- ・自ら考え行動できる子
- ・愛し愛される子
- ・いのちを大切にする子

を育てます

・保育の内容

保育所保育指針に基づき、支給認定を受けた保護者に係る児童に対し、当該支給認定における保育必要量の範囲内において特定地域型保育を提供します。

・延長保育の内容

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る児童に対し保育の必要な範囲内において延長保育を提供します。

・食事の提供

食事は事業所内の調理室で調理を行い、提供します。

午前中のおやつ、昼食及び午後のおやつを提供します。

・その他保育に係る行事等

4月：入園式・内科健診 5月：こどもの日
6月：虫歯予防デー・歯科検診・運動会 7月：七夕まつり 8月：夏祭り
9月：敬老の日(デイサービス訪問) 10月：保育参加・内科健診 11月：遠足
12月：生活発表会 1月：お正月遊び・保護者個人面談
2月：豆まき・お買い物ごっこ 3月：ひな祭り・お別れ会・卒園式

・保育を提供する日

月曜日から土曜日まで。ただし、年末年始(12/29～1/3)、祝祭日を除く。

但し、非常災害、その他急迫の事情があるときは、保育の提供を行わないことがあります。

・保育を提供する時間

保育標準時間認定：

7時30分から18時30分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間

保育短時間認定

8時00分から16時00分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間

・専有面積、屋外遊戯場面積等

専有面積 面積 99.65 m²

建 物 鉄筋コンクリート6階建ての1階部分

乳児室・ほふく室 1室 21.23 m²

保育室・遊戯室 1室 39.33 m²

その他の設備 調理室、事務室、医療スペース

屋外遊戯場 生田川公園

3 職員の体制

・職種別の職員の数(資格保有者の数)

施設長 常 勤 1人(保育士資格)

主任保育士 常 勤 1人(保育士資格)

保育士 常 勤 2人(保育士資格 2人)

非常勤 1人(保育士資格 1人)

子育て支援員 非常勤 1人(子育て支援員資格 1人)

調理員 常 勤 1人(栄養士資格 1人)

非常勤 1人(栄養士免許 1人)

・職員の勤務形態、労働時間

保育士 午前7時30分～午後7時30分

調理員 午前8時00分～午後5時00分

※ローテーションにより各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

4 連携施設等

(1) 北野坂保育園

- 施設名及び事業の種類
社会福祉法人 翔美会 北野坂保育園（種類：保育所）
- 施設の所在地
神戸市中央区北野町 3 丁目 1 － 7
- 連携内容
保育に関する相談・助言、合同保育、行事の参加に関する支援
定期的な屋外開放、代替保育の提供

(2) 神戸ゆたか園

- 施設名及び事業の種類
社会福祉法人豊益会 幼保連携型認定こども園 神戸ゆたか園（種類：認定こども園）
- 施設の所在地
神戸市中央区栄町通 6 丁目 1 － 1 0
- 連携内容
当園における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入れ

(3) 二宮保育園

- 施設名及び事業の種類
社会福祉法人イエス団 二宮保育園（種類：保育所）
- 施設の所在地
神戸市中央区二宮町 1 丁目 5 － 2
- 連携内容
当園における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入れ

5 利用料等

- 利用者負担額
支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額の徴収を行います。
- その他の費用
延長保育料について、別表のとおり徴収を行います。
- 支払方法
口座振替払い（保護者指定の口座から、当月 27 日に引き落とし）
※口座登録が完了していない場合は、指定口座へ振り込み

6 契約の解除

下記の場合、保育の提供を終了し、退所させるものとします。

- ・支給認定保護者が退所を申し出たとき
- ・保育認定こどもに該当しなくなったとき
- ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

7 健康診断の実施

- ・内科健診 年2回（4月と10月）
- ・歯科健診 年1回（6月）
- ・尿検査 年1回（6月）
- ・身体測定 毎月初めに身長・体重の測定を行います。

8 要望・苦情・相談の受付

- ・相談窓口

担当者：主任級副主任 吉田 秋穂 ・責任者：施設長 黒田 晴奈
連絡先等 電 話 078-200-5550

- ・第三者委員

大西 慶一

9 利用者に対する保険

当園では、①ほいくのほけん（公益社団法人全国私立保育園連盟契約）

②独立行政法人日本スポーツ振興センターに加入しています。

保険の種類	① 施設賠償責任保険	② 災害共済給付制度
保険の内容	対人・対物	死亡、障害見舞金
保険金額	対人：1名・1事故10億円 対物：1事故1000万円	死亡見舞金3000万円 障害見舞金4000万円～88万円 ※但し、通園中の災害は半額

※事故のケースにより補償対象が異なりますので、個別に保険会社への確認が都度必要となる事項となっております。

10 非常災害時の対策

避難・消火訓練 月1回実施

災害時の避難場所 神戸市立中央小学校

緊急連絡先（緊急用携帯電話） 090-3054-8590

※所在区域内に「特別警報」が発令された場合、休園します。

警報が解除された場合は保育を行います。保育が安全に行われる環境と職員の人数確保ができない場合は休園となる場合があります。

11 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。

12 その他留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
乳幼児突然死症候群 (SIDS) について	健康面に異常のない赤ちゃんが、寝ている間に原因不明で命を亡くす病気で、厚生労働省の調べでも原因はまだ不明との見解です。睡眠時は定期的に確認と記録を行い、早期発見に努めています。

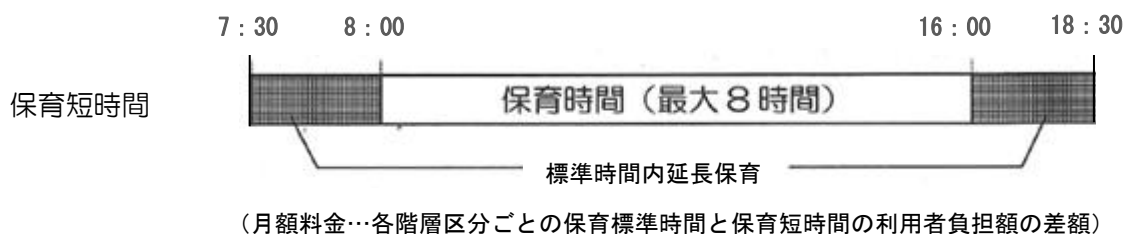
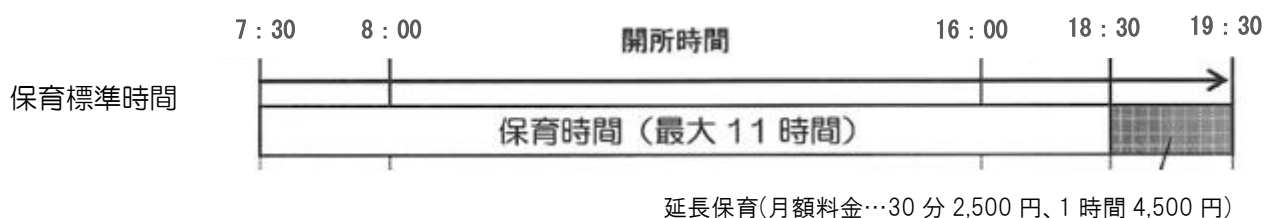
以上

別表 1

1 利用者負担以外の徴収金について

項目	金額
カラー帽子代	1,080 円 (税込)
れんらく袋代	300 円 (税込)
保険料	年額 315 円 (税込)
寝具リース代	月額 1,450 円 (税込)
行事費 (0～1 歳児クラス) ※主に運動会・クリスマス会など	月額 100 円 (税込)
行事費 (2 歳児クラス) ※主に運動会・クリスマス会・卒園式など	月額 200 円 (税込)
体育指導費 (2 歳児クラス)	月額 900 円 (税込)
れんらくノート ※ccs ノートの場合不要	230 円 (税込)

2 延長保育に係る利用者負担



※当園では、基本的に延長保育は月額申し込みをお願いしています。
やむを得ず延長になった場合は、30 分 250 円をいただきます。

(説明者)

神戸市小規模保育事業 新神戸アイテラス保育園
施設長 黒田 晴奈

年 月 日

私は本書面に基づいて、新神戸アイテラス保育園の利用にあたっての重要事項の
説明を受け、同意しました。

(説明を受けた保護者)

住 所

氏 名

印

児童との続柄

児童氏名